

## 2. 交付税制度と財政力指数

地方自治体は、地方税収入などで大きな格差があります。たとえば、企業立地が多く人口も集中する都市自治体と過疎地域の自治体では税収に大きな差があります。地方では、税収だけでは最低限必要な行政サービスを行うことが難しい自治体が多いのです。そこで、税収などの自治体間格差を調整し、どこの自治体でも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障する制度として地方交付税制度があります。

国から地方に交付される地方交付税の財源は、国税 5 税の一定割合(2018 年度現在～所得税 33.1%、法人税 33.1%、酒税 50%、消費税 22.3%、地方法人税 100%)とされています。

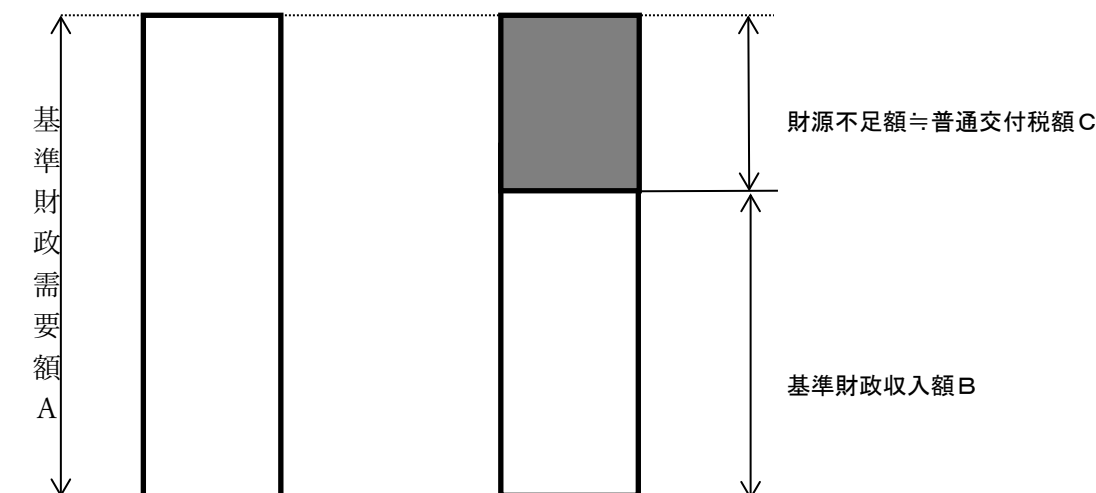
国の税金が原資になっていますが、自治体が自らの裁量で使える一般財源であり、「国が地方に代わって徴収する地方税」「地方の固有財源」とされています。

地方交付税制度の概要は次の通りです。

### ① 地方交付税の種類

- ア 普通交付税 ・財源不足団体に対して交付
  - ・ 交付税総額の 94%
- イ 特別交付税 ・普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付
  - ・ 交付税総額の 6%

### ②自治体ごとの普通交付税額は次の算式で計算



$$\boxed{\text{基準財政需要額(A)}} - \boxed{\text{基準財政収入額(B)}} = \boxed{\text{財源不足額}} = \boxed{\text{普通交付税額(C)}}$$

(標準的な財政需要) (標準的な財政収入)

$$\text{○基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(測定単位 1 当たりの費用) (人口、面積等) (たとえば寒冷積雪の差等)

国が交付税算定台帳の経費の種類ごとに、上記の計算による数値を積み上げて算出。

$$\text{○基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入等 A} \times 75\% + \text{地方譲与税等 B}$$

A 標準的な地方税収入等～法定普通税のすべて(市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、市町村交付金、地方特例交付金のうち減収補てん特例交付金、特別交付金)

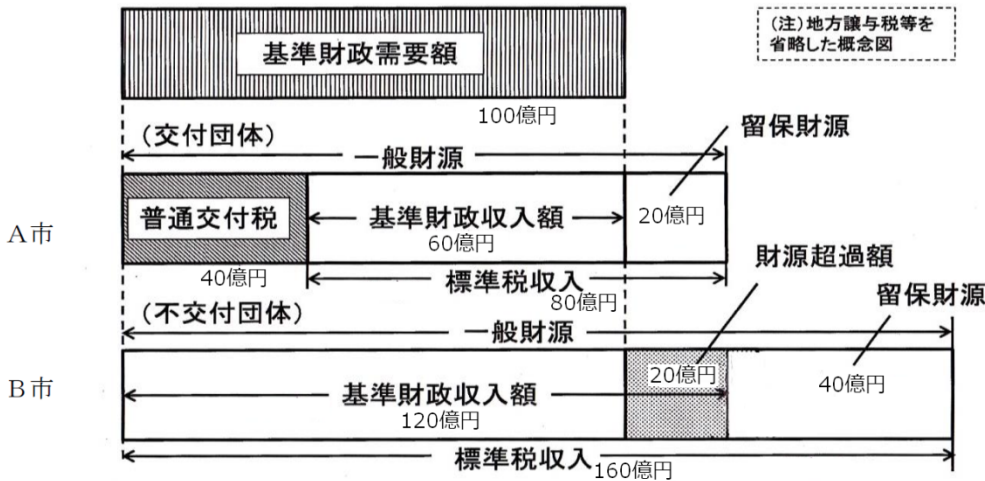
B 地方譲与税等～地方譲与税、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金のうち児童手当特例交付金

$$\text{○財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

制度の概要は以上のとおりですが、もう少し具体的な仕組みを見てみましょう。

わかりやすくするために、基準財政需要額が同じ 100 億円の 2 つの自治体を想定し、標準税収入額が A 市 80 億円(財政力指数 0.60)、B 市 160 億円(同 1.20)の場合を例に考えてみましょう。

■ 「一般財源」「留保財源」「財源超過額」「基準財政需要額」等について



A市の標準税収入は、80 億円なので概ねその 75%、60 億円が基準財政収入額になります。基準財政需要額が 100 億円なので、100 億円 - 60 億円 = 40 億円が普通交付税として A 市に交付されます。

また、基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額が財政力指数になるので A 市の財政力指数は 0.6(公表される財政力指数は 3 年間の平均値)となります。したがって、理論上では標準税収入のうちの 25%(20 億円)は留保財源として標準的な財政需要以外に使える財源となります。

B市の標準税収入は 160 億円なので、160 億円 × 0.75 = 120 億円が基準財政収入額になり、基準財政収入額が基準財政需要額を 20 億円上回っているため交付税不交付団体となります。

B市の財政力指数は、120 億円 ÷ 100 億円 = 1.2 となります。

B市の留保財源は標準税収入 - 基準財政収入額 = 40 億円で、基準財政需要額を上回る基準財政収入額 20 億円は財源超過額と言います。

財政力指数 1.2 の B 市は、標準的な財政需要以外に使える財源が財源超過額 + 留保財源 = 60 億円あることとなります。

交付税は、標準的行政水準に必要な財源(100 億円 + 留保財源)を保障するとともに、A 市と B 市の当初の財源格差 80 億円を 40 億円に縮小する役割を果たしているのです。

**留保財源** ……用語説明「地方財政白書」

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の 25%とされている。

総務省や、財務省で、地方財政対策として観測気球のように打ち上げられる「留保財源率の引き下げ」発言は、税収見込みの 25%という留保財源率をもっと下げたいという国の考え方を表すものです。留保財源率を上げると基準財政収入額が増え、普通交付税の引き下げによって国の財政負担が軽減されることとなります。